

登録業者に対する指名停止について

<p>対象業者名</p>	<p>株式会社KADOKAWA 代表取締役社長 夏野 剛 東京都千代田区富士見二丁目13番3号</p>	
<p>指名停止理由</p>	<p>役員（行為当時）等が、贈賄の容疑により逮捕されたため。</p>	
<p>経 緯</p>	<p>役員（行為当時）等が、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事に対する贈賄の容疑で、令和4年9月6日に東京地方検察庁に逮捕された。</p>	
<p>指名停止の適用根拠</p>	<p>豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表第7項第3号指名停止措置要領別表 (贈賄) 7 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が贈賄の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 24 か月 12 か月 6 か月</p>
<p>指名停止期間</p>	<p>6 か月（令和4年10月7日～令和5年4月6日）</p>	
<p>備 考</p>	<p>対象業者の主な登録業種 物品の製造・販売：出版・製本 役務の提供等：映画等製作・広告・催事、コンピュータサービス</p>	